

医師の指示を受けず救急救命処置を行った事案について

1 概要

令和5年1月13日（金）に救急出動した際、傷病者が心肺停止状態であったため、心肺蘇生を行い救急救命士が救急救命処置を実施しましたが、書類作成時に医師の指示を受けていないことが判明したものです。

なお、傷病者は搬送先の医療機関で死亡が確認されました。その後、搬送先医療機関の医師に検証を依頼したところ、救急救命士の特定行為自体に問題はなく、傷病者の死亡との因果関係はないとの見解を得ました。

2 発生日時等

令和5年1月13日（金）午前3時ごろ

3 発生場所

吉川市大字下内川地内

4 原因、再発防止策及び謝罪

原因は、救急救命処置を行う上で、隊員間の意思の疎通が十分に図れていなかったことによるものです。

再発防止策として、救急救命処置を実施する際に行う医師の指示確認者の決定を行い、二度とこのようなことがないよう、心より深くお詫びいたしますとともに、基本的事項から見直しを図り、信頼回復に努めてまいります。

5 その他

救急救命士が医師の指示を受けず救急救命処置を行った行為に対して、傷病者のご家族に概要説明を行いました。

問合せ先

吉川松伏消防組合消防本部警防課

電話：048-982-3968